

上尾市告示第 2 8 6 号

保管自転車を処分するので、上尾市自転車放置防止条例（昭和 5 8 年上尾市条例第 2 0 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

上尾市長 畠 山 稔

1 処分の根拠

保管自転車の引取りがないため

2 処分対象物件

対象物件自転車 1 6 台

3 処分の予定期日

令和 8 年 1 0 月 3 0 日

4 処分の方法

鉄くずとして処分（一部再生利用）

別紙

自轉車処分台帳

[illegible]

別紙

自轉車処分台帳

[illegible]

別紙

自轉車処分台帳

[illegible]